

資 循 第 3 2 6 6 号  
令和 3 年 9 月 24 日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長 様

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長  
( 公 印 省 略 )

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する  
規則について (通知)

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (神奈川県規則第78号) が令和 3 年 9 月 24 日に公布され、同日から施行されることとなりましたので、貴協会会員に周知いただきますようお願いいたします。

問合せ先  
指導グループ 渡辺、小島  
電話 (045) 210-4156

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正の概要

### 1 改正の理由

- 近年非常災害が毎年のように全国各地で頻発し、災害廃棄物が大量に発生している状況にあり、これらを適正かつ迅速に処理する必要があること、また、PCB を含有する安定器が一般廃棄物として排出されるものを適正に処理する必要があることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令が令和 2 年 7 月 16 日に公布、同日施行された。
- この改正により、災害廃棄物及び PCB 廃棄物について、産業廃棄物処理施設の設置者が同様の性状を有する災害廃棄物や PCB 廃棄物を処理する際に一般廃棄物処理施設の設置に係る手続きを簡素化する規定が追加された。
- このため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則で定める、改正後の施行規則第 12 条の 7 の 17 に基づく届出書及び受理書の様式について、必要な改正を行うこととした。

### 2 改正の内容

- (1) 産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物の処理を可能とする特例の創設（規則第 12 条の 7 の 16）
  - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則で定める、改正後の施行規則第 12 条の 7 の 17 に基づく届出書（第 26 号様式の 2）及び受理書（第 26 号様式の 3）について、「非常災害により一般廃棄物が生じた時期及び地域」の項を追加する。
  - 改正後の施行規則第 12 条の 7 の 17 に基づく届出書（第 26 号様式の 2）の様式中の備考の「最終処分場」を「最終処分場等」に改める。
- (2) PCB 廃棄物の一般廃棄物処理施設設置に係る特例の対象への追加（規則第 12 条の 7 の 16）
  - 改正後の施行規則第 12 条の 7 の 17 に基づく届出書（第 26 号様式の 2）の様式中の備考に、産業廃棄物処理施設の種類として、「分解施設、洗浄施設、分離施設」を追加する。
- (3) その他所要の改正
  - 改正後の施行規則第 12 条の 7 の 17 に基づく届出書（第 26 号様式の 2）及び受理書（第 26 号様式の 3）について、「産業廃棄物の種類」の欄に「(当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)」を追加する。
  - 改正後の施行規則第 12 条の 7 の 17 に基づく届出書（第 26 号様式の 2）の様式中の備考に、産業廃棄物処理施設の種類として、「熔融施設」を追加する。
  - 改正後の施行規則第 12 条の 7 の 17 に基づく受理書（第 26 号様式の 3）の様式中の備考に、施行規則第 12 条の 7 の 17 第 4 項第 4 号の括弧書きの内容を追加する。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

### 4 経過措置

改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

### 5 パブリック・コメントについて

本改正は、廃掃法施行規則の一部改正に伴い、当然に必要なとされる様式の変更にとどまるものであり、かながわ県民意見反映手続要綱第 4 条第 3 項第 8 号に該当するため、パブリック・コメントは実施しない。

以上

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和 53 年神奈川県規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 26 号様式の 2 中

「

産業廃棄物の種類

を

」

「

産業廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）

に、

」

「

※事務処理欄

を

」

「

△非常災害により一般廃棄物が生じた時期及び地域（非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理する場合）

に

※事務処理欄

」

改め、同様式の備考 2 中「又は最終処分場」を「、熔融施設、分解施設、洗浄施設、分離施設、最終処分場等」に改める。

第 26 号様式の 3 中

「

産業廃棄物の種類

を

」

「  

産業廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）
---

に、  
」

「  

※事務処理欄	
--------	--

を  
」

「  

△非常災害により一般廃棄物が生じた時期及び地域（非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理する場合）	
※事務処理欄	

に  
」

改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 処理する一般廃棄物の種類には、当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては石綿含有一般廃棄物を処理する旨を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項第5号の2又は第6号に掲げる最終処分場（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては水銀処理物を処理する旨を記載します。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

新旧対照表

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

新	旧												
<p>第 26 号様式の 2 (第 27 条の 2 関係)</p> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設 の特例設置届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神奈川県知事殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電 話</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定により、関係書類を添えて、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置について届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">産業廃棄物処理施設の設置の場所</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物処理施設の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物処理施設の処理能力 (当該施設が最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)</td> <td> <math>m^2/日( )時間</math>  <math>t/日( )時間</math>  <math>m^3/時間</math>  <math>t/時間</math>                      埋立地の面積 <math>m^2</math>                      埋立容量 <math>m^3</math> </td> </tr> </table>	産業廃棄物処理施設の設置の場所		産業廃棄物処理施設の種類		産業廃棄物処理施設の処理能力 (当該施設が最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	$m^2/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	<p>第 26 号様式の 2 (第 27 条の 2 関係)</p> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設 の特例設置届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神奈川県知事殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電 話</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定により、関係書類を添えて、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置について届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">産業廃棄物処理施設の設置の場所</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物処理施設の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物処理施設の処理能力 (当該施設が最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)</td> <td> <math>m^2/日( )時間</math>  <math>t/日( )時間</math>  <math>m^3/時間</math>  <math>t/時間</math>                      埋立地の面積 <math>m^2</math>                      埋立容量 <math>m^3</math> </td> </tr> </table>	産業廃棄物処理施設の設置の場所		産業廃棄物処理施設の種類		産業廃棄物処理施設の処理能力 (当該施設が最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	$m^2/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
産業廃棄物処理施設の設置の場所													
産業廃棄物処理施設の種類													
産業廃棄物処理施設の処理能力 (当該施設が最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	$m^2/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$												
産業廃棄物処理施設の設置の場所													
産業廃棄物処理施設の種類													
産業廃棄物処理施設の処理能力 (当該施設が最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	$m^2/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$												

新		旧		
産業廃棄物処理施設の許可	許可の年月日	年	月	日
	許可番号			
	産業廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）			
	許可に付された条件			
	△産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み			
	△非常災害により一般廃棄物が生じた時期及び地域（非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理する場合）			
※事務処理欄				
備考 1 ※の欄は記入しないでください。 2 産業廃棄物処理施設の種類には、 <u>破碎施設、焼却施設、熔融施設、分解施設、洗浄施設、分離施設、最終処分場等</u> の別を記入してください。 3 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 17 第 3 項に規定する書類を添付してください。		備考 1 ※の欄は記入しないでください。 2 産業廃棄物処理施設の種類には、 <u>破碎施設、焼却施設又は最終処分場</u> の別を記入してください。 3 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 17 第 3 項に規定する書類を添付してください。		

新	旧												
<p>第 26 号様式の 3 (第 27 条の 3 関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設 の特例設置届出受理書</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定による届出を受理しま した。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">産業廃棄物処理施設の設置の場所</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物処理施設の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理する一般廃棄物の種類</td> <td></td> </tr> </table>	産業廃棄物処理施設の設置の場所		産業廃棄物処理施設の種類		処理する一般廃棄物の種類		<p>第 26 号様式の 3 (第 27 条の 3 関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設 の特例設置届出受理書</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定による届出を受理しま した。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">産業廃棄物処理施設の設置の場所</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物処理施設の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理する一般廃棄物の種類</td> <td></td> </tr> </table>	産業廃棄物処理施設の設置の場所		産業廃棄物処理施設の種類		処理する一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設の設置の場所													
産業廃棄物処理施設の種類													
処理する一般廃棄物の種類													
産業廃棄物処理施設の設置の場所													
産業廃棄物処理施設の種類													
処理する一般廃棄物の種類													

新		旧	
産業廃棄物処理施設の許可	許可の年月日		
	許可番号		
	産業廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）		
	許可に付された条件		
△非常災害により一般廃棄物が生じた時期及び地域（非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理する場合）			
※事務処理欄			
備考 処理する一般廃棄物の種類には、当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては石綿含有一般廃棄物を処理する旨を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項第5号の2又は第6号に掲げる最終処分場（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては水銀処理物を処理する旨を記載します。			